

## 《社会福祉法人 仁育会 経営理念》

地域との連帯を深め信頼される社会福祉施設としての確立と、安心と安全を守るゆとりある生活支援を目指します。

## 《青梅療育院運営方針》

1. 利用者から安心されるサービスの提供

1. 生活の安全を守るサービスの提供

1. 要介護度に応じた適切なサービスの提供

### 7月の行事予定

4日（木）誕生会

7日（日）七夕イベント

13日（土）迎え火

16日（火）送り火

16日（火）2階理美容

23日（火）3階理美容

※ その他、花火を楽しむ会



### 8月の行事予定

1日（木）誕生会

20日（火）2階理美容

25日（日）納涼模擬店

27日（火）3階理美容



## ■ 高齢者の虐待防止について

介護を必要とする高齢者の虐待を防止するために、平成18年4月に「高齢者虐待の防止に関する法律」が施行されています。その中には家庭における家族等による虐待と、高齢者施設における職員による虐待について、次のような防止条項が定められています。

### 1. 家庭における養護者の虐待防止

- (1) 身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 衰弱させるような著しい減食または長時間の放置を行うこと
- (3) 著しい暴言または拒絶的な対応を行うこと
- (4) 高齢者の財産を不当に処分すること

このような家庭での虐待行為に対して、通報を受けた区市町村は人権侵害に係る救済制度にもとづいて、高齢者の保護に協力するよう努めることになっています。

青梅市では「高齢者虐待防止に関する法律」にもとづいて、「青梅高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を設けて、地域包括支援センターを核として、その対応に取り組んでおります。

その中で虐待を受けていると思われる高齢者の緊急一時保護先として、市内25施設の特別養護老人ホームが協力体制を行うことになっています。

### 2. 施設の職員による利用者様への虐待行為

施設における利用者様の介護に関しては、老人福祉法や介護保険法にもとづいて、高齢者の尊厳を保持し日常生活を営むために必要な福祉サービスが効率的に提供されるよう配慮しなければならないと定められています。

そのため利用者様に対して、個々の権利擁護に根ざしたサービスの提供に向けて、職員教育の徹底が重要視されていますので、常に介護技術の向上と能力の向上に努めております。

特に認知症の利用者様には適切な判断や意思表示が困難なことから、介護職員にその意思が伝わりにくい場合があるために、職員の一方的な判断によって処理されないよう、職員相互の協力によって対処することが基本条件となっております。もし、利用者様に対して職員が身体的虐待、介護業務における放任、利用者様に対して怒鳴ったり、訴えを意図的に無視したり、利用

お客様の預貯金を勝手に使用するなどの行為が明らかになったときは、社会福祉法人が定める就業規則にもとづいて、懲戒解雇の処分を行うことが定められています。

## つるつる温泉ドライブ

つるつる温泉までドライブに行ってきました。お土産屋さんを見て回り、河川敷でお茶を楽しみました。



## 療育院シネマ

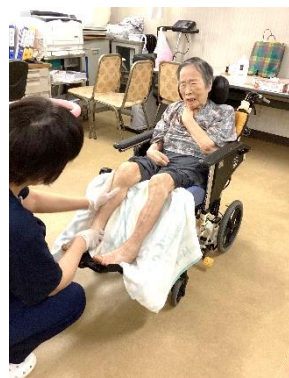


大きなスクリーンで映画を観たい！！  
ということで、療育院シネマで上映会！！



## アロマでリラックスタイム♪

アロマの香りが漂うなか、素敵な音楽とマッサージでリラックスタイム！



## ゆっくりお風呂に入り隊

普段は入浴のない日曜日にゆっく〜りと入浴を楽しんでもらう「ゆっくりお風呂に入り隊」ももう6回目となりました。毎回様々なご利用者様がお風呂をゆっく〜り楽しまれています。



## 吹上菖蒲園見学

天気にも恵まれ、ゆっく〜りと吹上菖蒲園を散策しました。帰りにドラッグストアでお買い物！



## 入間市博物館 ALIT

芸術鑑賞部では入間の歴史をお勉強！！

